

国が行う指定都市の調査結果の公表方法の検討について

1. 国が都道府県別の調査結果を公表している考え方

現在の全国学力・学習状況調査では、国が以下のことなどを勘案し、都道府県別の調査結果を公表している。

- (1) 規模（域内の広さ、児童生徒数、学校数等）が大きく、様々な地域を包含することなどから、弊害が生じるおそれが比較的小さいと考えられること
- (2) 都道府県教育委員会独自の学力調査においても、都道府県全体の調査結果を公表している例が多く見られること
- (3) 都道府県教育委員会は、教職員の給与費を負担するとともに広域で人事を行うなど、役割と責任を担っていること
- (4) 国として国全体の調査結果について説明責任を有しており、その観点から全国的な調査結果だけを示すのでは十分ではなく、都道府県単位程度の状況について公表する必要があること

2. 指定都市を取り巻く現状

(1) 指定都市の規模（別添 1）

- 平成 28 年度調査における後日実施も含めた参加児童生徒数を見た場合、指定都市では、小中学校ともに、全ての市が 5 千人を超えているが、参加児童生徒数が少ない都道府県では 5 千人を下回っているところもある。

(2) 学力調査の結果公表の状況（別添 2）

① 全国学力・学習状況調査の結果公表の状況

- 平成 26 年度調査では、全 20 市すべての市が市全体の結果を公表しており、そのうち、17 市が平均正答率（数）を公表していた。

② 指定都市独自の学力調査の結果公表の状況

- 平成 27 年度において、指定都市では、小中学校ともに、全 20 市中 15 市が独自の学力調査を実施しており、そのうち、13 市が市全体又は学校ごとに調査結果を公表していた。

(3) 教職員給与負担等の指定都市への移譲（別添 3）

- 現在、指定都市は教職員の人事を担っているが、平成 29 年度からは教職員の給与負担等の権限について指定都市へ移譲されることとなっており、都道府県と同様の役割と責任を担うこととなる。

3. 都道府県・指定都市教育委員会の意向（別添 4・5）

- 指定都市教育委員・教育長協議会が指定都市教育委員会に対して行ったアンケート調査では、国が指定都市の結果を公表することについて、以下のような回答であった。

- ・ 「賛成である」 5市
 - ・ 「公表はやむを得ないが配慮が必要である」 7市
 - ・ 「どちらかというところと反対である」 8市
- 一方、文部科学省が行った都道府県教育委員会に対するアンケート調査では、「指定都市の調査結果を国が公表すべきではない」との回答は4都道府県であった。

4. 指定都市の結果公表

- 上記「2.」の指定都市の取り巻く現状や、「3.」の都道府県・指定都市教育委員会の意向を勘案すると、
- ・ 全国学力・学習状況調査や指定都市独自の学力調査で多くの指定都市が市全体の調査結果を公表しており、参加する児童生徒数に関して指定都市は都道府県と同規模を有することから、国が指定都市の結果を公表しても、弊害が生じるおそれは比較的小さいこと
 - ・ 教職員給与負担等は指定都市へ移譲すると、全国学力・学習状況調査によって指定都市の教育施策についての課題を把握できたとしても、都道府県教育委員会が指定都市教育委員会に対して講じることができる教育施策は非常に限られること
 - ・ 都道府県・指定都市教育委員会で、国が指定都市の結果を公表することに反対しているところは、4都道府県・8指定都市と少数であったこと
- から、平成29年度から国が指定都市の調査結果を公表し、国民に対して、より一層説明責任を果たしていくこととする。
- しかしながら、国が指定都市の調査結果を公表することにより、序列化や過度な競争を招かないよう、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、必要な配慮を行うこととする。
- なお、学校数に関して都道府県よりも規模が小さい指定都市が多いが、国は学校別の調査結果の公表を行うものではなく、指定都市全体の児童生徒の状況について公表することから、参加する児童生徒数の規模を重視することとする。

5. 都道府県の結果公表の内容

- 都道府県教育委員会に対するアンケート調査では、国が行う都道府県の調査結果の内容について、以下のような回答であった。
- ・ 「都道府県（指定都市を含む）の調査結果」 28都道府県
 - ・ 「都道府県（指定都市を除く）の調査結果」 3都道府県
 - ・ 「都道府県（指定都市を含む）と都道府県（指定都市を除く）の両方」 9都道府県
 - ・ 「どの場合でもよい」 7都道府県
- 「都道府県（指定都市を含む）の調査結果」を国が公表するメリットとしては、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 指定都市を含む都道府県内全域の状況を説明することができる
 - ・ 平成28年度調査までは、都道府県の調査結果は指定都市を含むものであり、経年の変化を説明することができる
- 一方、「都道府県（指定都市を除く）の調査結果」を国が公表するメリットとしては、都道府県教育委員会が指定都市教育委員会に対して講じることができる教育施策は非常に限られるため、都道府県教育委員会が講じた教育施策の成果をより明確に説明することができることが挙げられる。
- それぞれの公表内容のメリットを生かすため、国としては、「都道府県（指定都市を含む）」と「都道府県（指定都市を除く）」の両方を公表することとする。

小学校 参加児童数・学校数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を含む)			指定都市		
県名	児童数	学校数	都市名	児童数	学校数
東京都	89,457	1,299	横浜市	29,479	344
神奈川県	73,283	861	大阪市	18,040	293
大阪府	72,580	999	名古屋市	17,968	261
愛知県	67,332	979	札幌市	14,344	202
埼玉県	61,059	818	神戸市	12,559	165
千葉県	52,365	809	福岡市	12,268	143
兵庫県	47,953	759	川崎市	11,350	113
福岡県	43,366	741	さいたま市	10,921	103
北海道	40,725	1,047	広島市	10,415	141
静岡県	32,114	512	京都市	10,194	167
茨城県	25,036	507	千葉市	8,344	112
広島県	23,841	478	仙台市	8,265	120
京都府	20,370	377	北九州市	7,814	131
宮城県	19,151	384	堺市	7,460	93
新潟県	18,340	480	浜松市	7,114	100
岐阜県	18,142	371	新潟市	6,382	109
長野県	18,094	365	岡山市	6,184	89
群馬県	17,295	313	相模原市	5,759	72
栃木県	17,063	372	静岡市	5,705	85
岡山県	16,535	392			
福島県	15,886	448			
三重県	15,758	372			
沖縄県	15,114	259			
鹿児島県	14,255	506			
滋賀県	13,269	223			
長崎県	11,785	331			
愛媛県	11,476	278			
山口県	11,327	287			
奈良県	11,208	202			
青森県	10,388	293			
岩手県	10,356	335			
宮崎県	9,833	230			
石川県	9,721	209			
大分県	9,530	266			
山形県	9,343	252			
富山県	9,022	191			
香川県	8,601	156			
和歌山県	7,617	242			
秋田県	7,558	203			
佐賀県	7,558	165			
福井県	6,989	192			
山梨県	6,947	174			
徳島県	5,875	175			
島根県	5,783	204			
高知県	5,473	191			
鳥取県	4,852	130			
合計	1,029,625	19,377	合計	210,565	2843

(参考)平成27年度

熊本県	15,861	362	熊本市	6,669	94
-----	--------	-----	-----	-------	----

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成28年度全国学力・学習状況調査
 中学校 参加生徒数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を含む)			指定都市		
県名	生徒数	学校数	都市名	生徒数	学校数
東京都	74,983	642	横浜市	25,669	148
大阪府	70,759	469	大阪市	17,535	131
神奈川県	65,947	419	名古屋市	16,383	110
愛知県	65,674	428	札幌市	14,109	99
埼玉県	59,217	423	福岡市	11,659	70
千葉県	49,089	386	神戸市	11,334	83
兵庫県	45,416	348	さいたま市	10,252	57
福岡県	42,152	347	京都市	9,515	73
北海道	41,285	607	広島市	9,196	64
静岡県	31,429	270	川崎市	9,155	53
茨城県	24,909	229	仙台市	8,270	64
広島県	22,302	239	千葉市	7,815	55
宮城県	19,630	206	北九州市	7,523	64
京都府	19,584	170	堺市	7,082	43
新潟県	19,254	242	浜松市	6,730	49
長野県	18,599	190	新潟市	6,455	58
岐阜県	18,558	188	岡山市	5,786	38
群馬県	17,884	167	相模原市	5,525	37
栃木県	17,325	167	静岡市	5,201	42
福島県	16,941	225			
岡山県	16,600	158			
三重県	15,638	159			
沖縄県	14,754	147			
鹿児島県	14,173	218			
滋賀県	12,971	104			
長崎県	12,017	178			
山口県	11,660	152			
愛媛県	11,485	136			
青森県	11,235	163			
岩手県	11,049	168			
奈良県	10,917	105			
石川県	10,302	91			
山形県	9,916	98			
大分県	9,727	128			
富山県	9,485	83			
宮崎県	9,485	132			
香川県	8,367	71			
和歌山県	7,957	124			
秋田県	7,942	116			
佐賀県	7,751	93			
福井県	7,190	75			
山梨県	7,111	82			
徳島県	6,241	82			
島根県	5,943	102			
高知県	4,922	109			
鳥取県	4,816	61			
合計	1,000,591	9,497	合計	195,194	1338

(参考)平成27年度

熊本県 15,971 169 熊本市 6,608 43

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成28年度全国学力・学習状況調査
 小学校 参加児童数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を除く)			指定都市		
県名	児童数	学校数	都市名	児童数	学校数
東京都	89,457	1,299	横浜市	29,479	344
埼玉県	50,138	715	大阪市	18,040	293
愛知県	49,364	718	名古屋市	17,968	261
大阪府	47,081	613	札幌市	14,344	202
千葉県	44,021	697	神戸市	12,559	165
兵庫県	35,394	594	福岡市	12,268	143
神奈川県	26,700	332	川崎市	11,350	113
北海道	26,381	845	さいたま市	10,921	103
茨城県	25,036	507	広島市	10,415	141
福岡県	23,284	467	京都市	10,194	167
静岡県	19,295	327	千葉市	8,344	112
岐阜県	18,142	371	仙台市	8,265	120
長野県	18,094	365	北九州市	7,814	131
群馬県	17,295	313	堺市	7,460	93
栃木県	17,063	372	浜松市	7,114	100
福島県	15,886	448	新潟市	6,382	109
三重県	15,758	372	岡山市	6,184	89
沖縄県	15,114	259	相模原市	5,759	72
鹿児島県	14,255	506	静岡市	5,705	85
広島県	13,428	337			
滋賀県	13,269	223			
新潟県	11,958	371			
長崎県	11,785	331			
愛媛県	11,476	278			
山口県	11,327	287			
奈良県	11,208	202			
宮城県	10,886	264			
青森県	10,388	293			
岩手県	10,356	335			
岡山県	10,351	303			
京都府	10,176	210			
宮崎県	9,833	230			
石川県	9,721	209			
大分県	9,530	266			
山形県	9,343	252			
富山県	9,022	191			
香川県	8,601	156			
和歌山県	7,617	242			
秋田県	7,558	203			
佐賀県	7,558	165			
福井県	6,989	192			
山梨県	6,947	174			
徳島県	5,875	175			
島根県	5,783	204			
高知県	5,473	191			
鳥取県	4,852	130			
合計	819,068	16,534	合計	210,565	2843

(参考)平成27年度

熊本県 9,192 268 熊本市 6,669 94

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成28年度全国学力・学習状況調査
 中学校 参加生徒数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を除く)			指定都市		
県名	生徒数	学校数	都市名	生徒数	学校数
東京都	74,983	642	横浜市	25,669	148
愛知県	49,291	318	大阪市	17,535	131
埼玉県	48,967	366	名古屋市	16,383	110
大阪府	46,142	295	札幌市	14,109	99
千葉県	41,274	331	福岡市	11,659	70
兵庫県	34,082	265	神戸市	11,334	83
北海道	27,178	508	さいたま市	10,252	57
神奈川県	25,608	181	京都市	9,515	73
茨城県	24,909	229	広島市	9,196	64
福岡県	22,974	213	川崎市	9,155	53
静岡県	19,498	179	仙台市	8,270	64
長野県	18,599	190	千葉市	7,815	55
岐阜県	18,558	188	北九州市	7,523	64
群馬県	17,884	167	堺市	7,082	43
栃木県	17,325	167	浜松市	6,730	49
福島県	16,941	225	新潟市	6,455	58
三重県	15,638	159	岡山市	5,786	38
沖縄県	14,754	147	相模原市	5,525	37
鹿児島県	14,173	218	静岡市	5,201	42
広島県	13,108	175			
滋賀県	12,971	104			
新潟県	12,799	184			
長崎県	12,017	178			
山口県	11,660	152			
愛媛県	11,485	136			
宮城県	11,361	142			
青森県	11,235	163			
岩手県	11,049	168			
奈良県	10,917	105			
岡山県	10,818	120			
石川県	10,302	91			
京都府	10,069	97			
山形県	9,916	98			
大分県	9,727	128			
富山県	9,485	83			
宮崎県	9,485	132			
香川県	8,367	71			
和歌山県	7,957	124			
秋田県	7,942	116			
佐賀県	7,751	93			
福井県	7,190	75			
山梨県	7,111	82			
徳島県	6,241	82			
島根県	5,943	102			
高知県	4,922	109			
鳥取県	4,816	61			
合計	805,422	8,159	合計	195,194	1338

(参考)平成27年度

熊本県 9,371 126 熊本市 6,608 43

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成26年度全国学力・学習状況調査の指定都市における結果公表に関する調査結果

指定都市全体の結果の公表 20市
うち教科の平均正答率（数）を公表 17市

平成27年度実施の指定都市による独自の学力調査について（小学校）

自治体名	対象学年	対象教科	調査時期	調査規模	公表の有無	公表レベル
札幌市	実施していない(3年に1度の頻度で実施。最新の実施は平成26年度)					
仙台市	3年生	国、算	4月	悉皆	有	市町村
	4、5、6年生	国、算、理、社				
さいたま市	3、4年生	国、算	1月	悉皆	有	市町村
	5、6年生	国、算、理、社、 特徴的な枠組で行う問題				
千葉市	3、5年生	国、算、理、社	2～3月	悉皆	有	市町村
川崎市	5年生	国、算	5月	悉皆	有	市町村
横浜市	1、2年生	国、算	2月	悉皆	有	学校
	3、4、5、6年生	国、算、理、社				
相模原市	実施していない					
新潟市	5年生	社	1月	悉皆	有	市町村
静岡市	実施していない					
浜松市	3、5年生	国、算	12月	悉皆	無	
名古屋市	4、5年生	国	4～5月	悉皆	有	市町村
京都市	3、4、5、6年生	国、算、理、社	1月	悉皆	無	
	5、6年生	国、算	8～9月	悉皆	無	
大阪市	1、2、3、4、5、6年生	国、算、理、社	2月	悉皆	有	市町村
堺市	3、4、5、6年生	国、算	11月	悉皆	有	市町村
神戸市	4年生	国、算	10月	悉皆	有	市町村
	5年生	国、算、理、社				
岡山市	実施していない					
広島市	実施していない					
北九州市	5年生	国、算	1月	悉皆	有	市町村
福岡市	4、6年生	国、算、理、社	12月	悉皆	有	学校
熊本市	2、3、4、5、6年生	国、算	4～5月	悉皆	有	市町村

平成27年度実施の指定都市による独自の学力調査について（中学校）

自治体名	対象学年	対象教科	調査時期	調査規模	公表の有無	公表レベル
札幌市	実施していない(3年に1度の頻度で実施。最新の実施は平成26年度)					
仙台市	1年生	国、数、理、社	4月	悉皆	有	市町村
	2、3年生	国、数、理、社、英				
さいたま市	1、2年生	国、数、理、社、英、 特徴的な枠組で行う問題	1月	悉皆	有	市町村
	3年生	国、数、理、社、英				
千葉市	2年生	国、数、理、社、英	3月	悉皆	有	市町村
川崎市	1、2、3年生	国、数、理、社、英	11月	悉皆	有	市町村
横浜市	1、2年生	国、数、理、社、英	2月	悉皆	有	学校
	3年生		11月			
相模原市	実施していない					
新潟市	2年生	社、英	1月	悉皆	有	市町村
静岡市	実施していない					
浜松市	2年生	国、数、英	12月	悉皆	無	
名古屋市	2年生	国、数	4～5月	悉皆	有	市町村
京都市	1年生	国、数	4月	悉皆	無	
	1年生	国、数、理、社、英	12月			
	2年生	国、数、理、社、英	7月・10月・1～2月			
	3年生	国、数、理、社、英	5月・10月			
大阪市	1、2年生	英	2月	悉皆	有	学校 (原則、各学校で公表となっているが、単学級の学校等については公表しないこともできる)
	3年生		11月			
	3年生	国、数、理、社、英	10月	悉皆	有	
堺市	1、2、3年生	国、数、英	11月	悉皆	有	市町村
神戸市	1年生	国、数、理、社	10月	悉皆	有	市町村
	2年生	国、数、理、社、英				
岡山市	実施していない					
広島市	実施していない					
北九州市	1、2年生	国、数	1月	悉皆	有	市町村
	3年生	英	10月			
福岡市	1年生	国、数、理、社、英	2月	悉皆	有	学校
	3年生		10月			
熊本市	1年生	国、数、理、社	4月	悉皆	有	市町村
	2、3年生	国、数、理、社、英				

県費負担教職員の給与負担等の移譲について

別添3

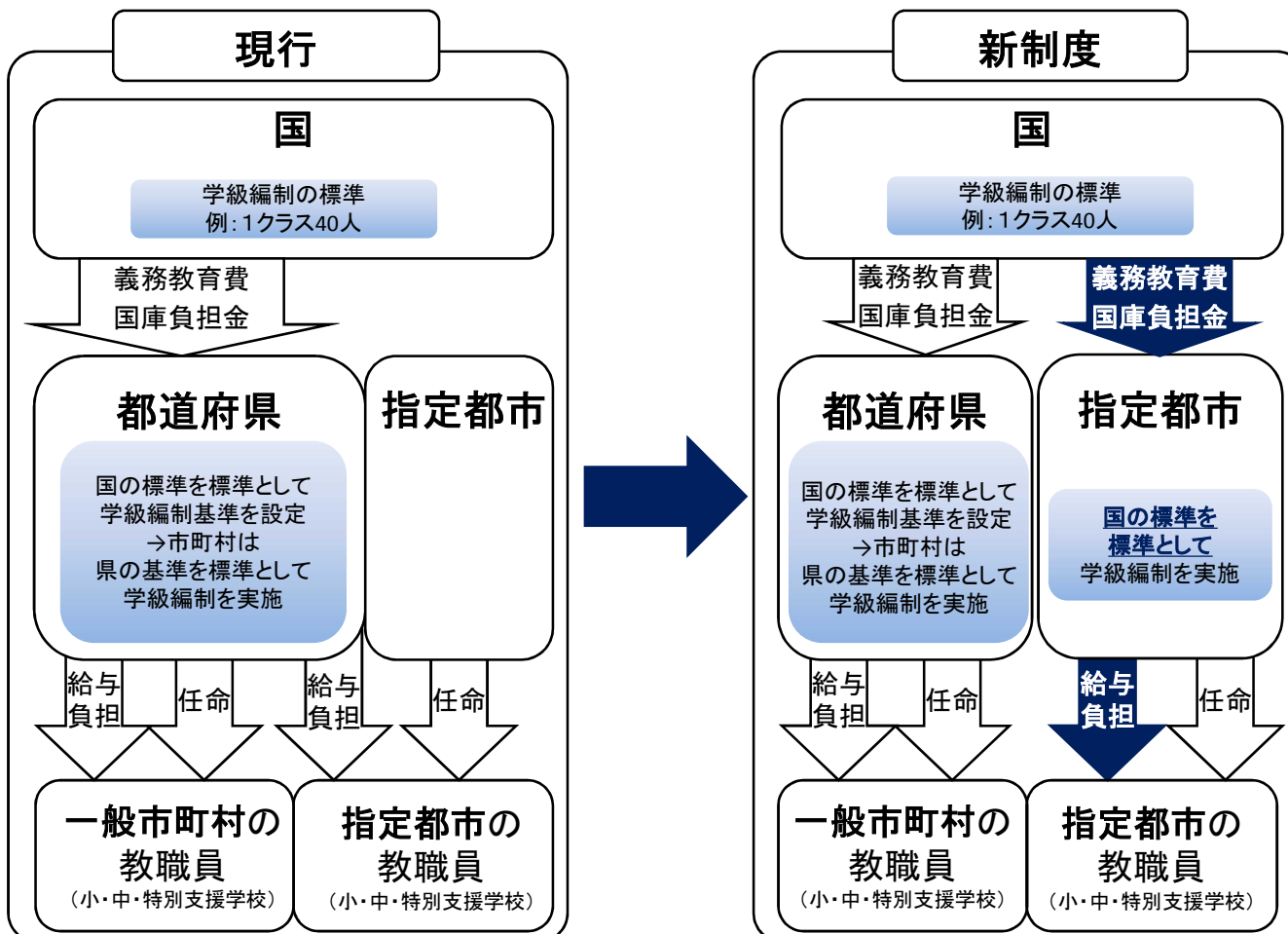
背景

- 現行制度では、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有しているが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。
- このため、指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

移譲の決定(閣議決定等)

- 給与負担の移譲に当たっては道府県から指定都市への財源移譲が必要となることから、関係道府県と指定都市間で財源移譲のあり方について協議を実施、平成25年11月に税源移譲の方策について両者が合意
- 「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年12月13日中央教育審議会答申)、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を受け、関係法案を提出し、平成26年通常国会で成立(平成26年法律第51号)。

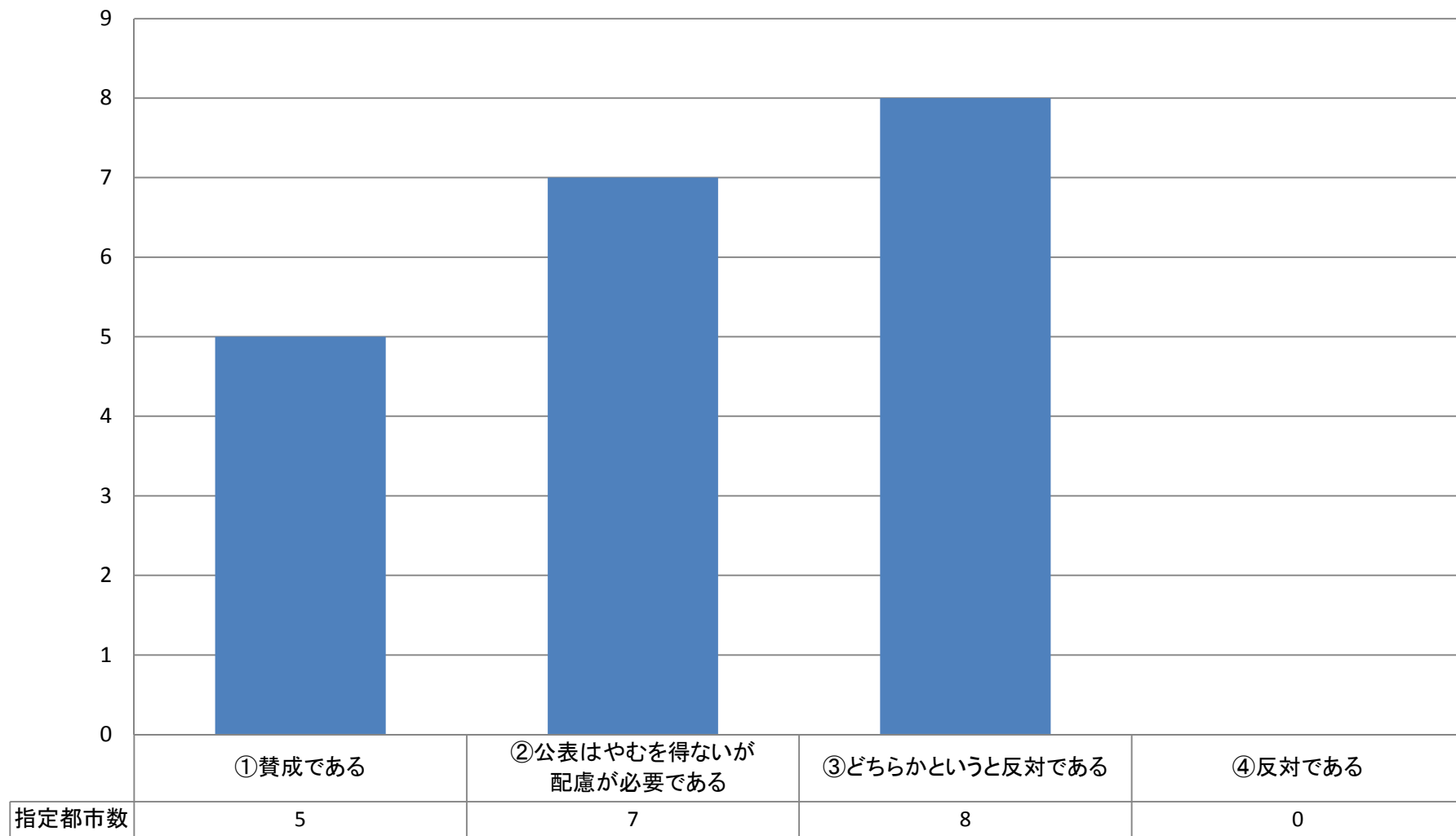
権限移譲のイメージ



今後のスケジュール

- 平成29年4月1日: 新制度へ移行。

全国学力・学習状況調査の結果公表に関する 指定都市の調査 集計結果



それぞれの選択肢を選んだ理由・公表に対する意見

① 賛成である(5市)

都市名	選択肢を選んだ理由・公表に対する意見
A市	県の点数から本市部分を除くかどうかについては、県の意向を尊重したい。
B市	文部科学省が指定都市の調査結果を公表することに同意する。については、文部科学省からの調査結果の提供に関して、指定都市にも都道府県対象の説明会への参加を認め、調査結果を提供していただきたい。
C市	全国学力・学習状況調査の目的にあわせ、本市でも全国的な状況との関連において、本市の教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図りたいと考えている。市民にも同様に教育施策の成果と課題を公表することで、より改善に向けて理解を得ることができると考える。
D市	公表の趣旨及び開始時期など詳細を明らかにしていただきたい。
E市	本市では、現行の公表方法でも市民や保護者に対して十分な説明責任を果たしていると考えており、今後も、学校の序列化や比較にならないよう、配慮する必要があると考えている。

② 公表はやむを得ないが配慮が必要である(7市)

都市名	選択肢を選んだ理由・公表に対する意見
F市	本市では、全国学力・学習状況調査の実施要領において示されている「調査の目的」や「調査結果の取扱いに関する配慮事項」を踏まえつつ、より一層、保護者、市民の理解と協力を得ながら教育活動を充実していくために、平成27年度、従来の言葉やグラフで示す表現方法に加えて、分析の根拠となる平均正答率の数値も示した。文部科学省による指定都市の公表についても、実施要領の「調査の目的」や「調査結果の取扱いに関する配慮事項」を踏まえてなされるべきものである。
G市	本調査は、「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」ことを目的として実施している。調査結果を公表することは、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすとともに、調査結果を生かし、各学校が自主的に授業改善等を行うことで児童生徒の確かな学力を育むことにつながると考えている。
H市	公表については、数値による競争にならないよう、調査の本来の趣旨・目的についての共通理解がなされるための方策をお願いしたい。
I市	公表に対しては条件付きで賛成である。 ・条件:文部科学省が、全国学力・学習状況調査の結果公表を、指定都市に拡大する目的を、国民に明確に説明し理解されること。 ・結果公表が、各都市間の序列化や競争につながることは、市民、県民にとって混乱を生むことになり望むものではない。また、本来の学力・学習状況調査の趣旨から考えてもあるべき姿ではない。
J市	本市は、これまで市の結果について公表しているので、公表することには問題ないが、県や政令市との無用な序列化につながらないように配慮願いたい。
K市	全国学力・学習状況調査のねらいを国民にきちんと説明し、理解を得られた上での公表をお願いしたい。毎年のことではあるが、どうしても平均正答率や都道府県の順位がひとり歩きしていることは否めない。公表の目的を明確にし、いたずらに平均正答率や順位がひとり歩きすることがないようにしていただきたい。
L市	これまで、本市の結果について公開しており、特に問題はない。

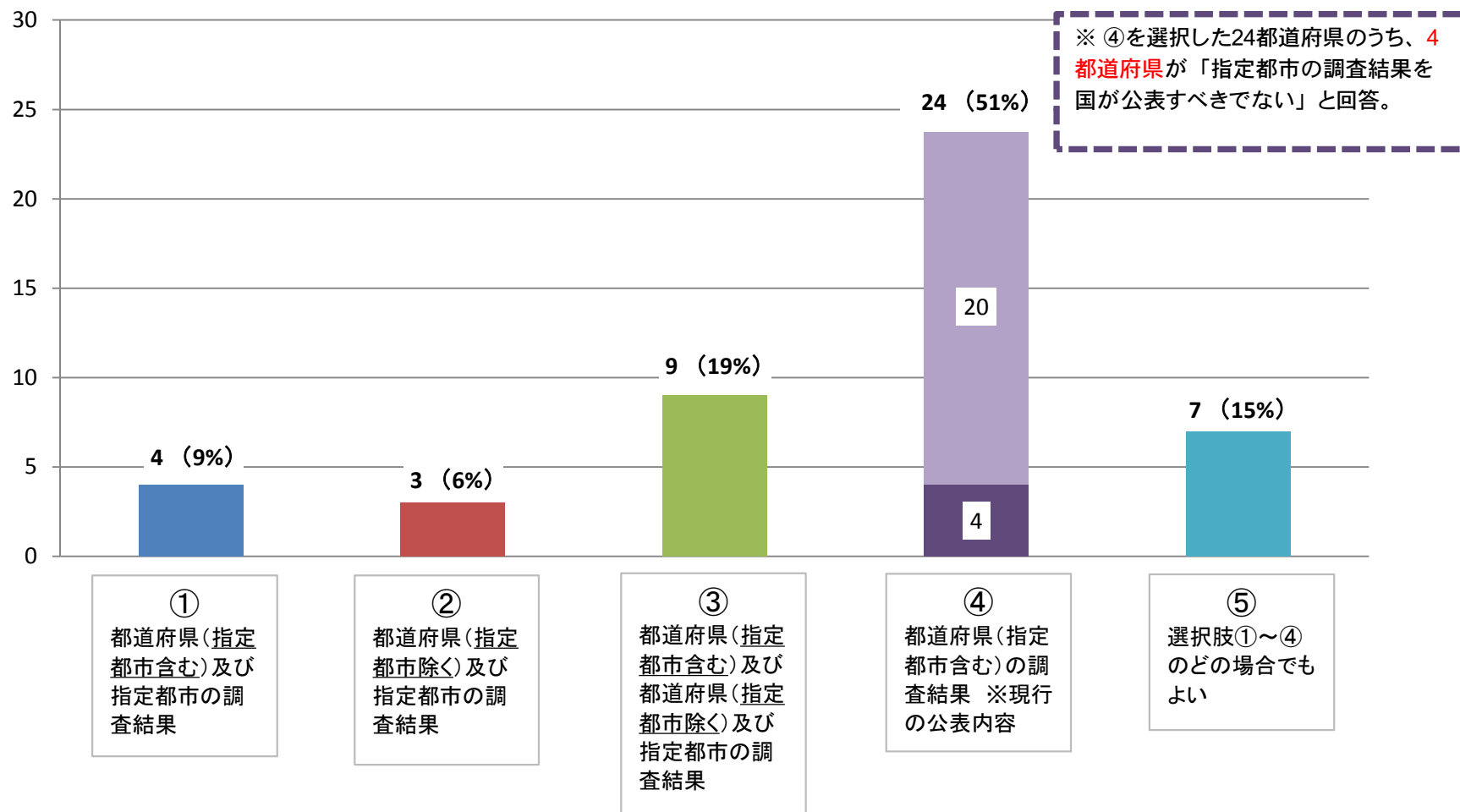
③ どちらかというとは反対である(8市)

都市名	選択肢を選んだ理由・公表に対する意見
M市	<p>全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の改善並びに学校における教育指導の充実及び学習状況の改善に役立てることを目的としているものであること、また、本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であり、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であることから、平均正答率の結果の公表については、地域における実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施する各市の判断に委ねられるべきと考える。</p>
N市	<p>序列化や過度な競争とならないような取り扱いを希望する。</p>
O市	<p>・これまでも各自治体において、結果についての公表を行い、保護者・地域の方々への説明責任は果たしていると考え。しかしながら、国が指定都市についての公表を行うこととなると、新聞紙上等で都道府県の平均正答率に加え、指定都市の平均正答率も示されることとなり、これまで以上に序列化や過度な競争が生じるのではないかと懸念する。 ・指定都市の結果については、都道府県のデータの中にも含まれるのか、都道府県のデータには含まず、切り分けて示されるのかを伺いたい。</p>
P市	<p>実施要領の「調査結果の取り扱いに関する配慮事項」に関して、学校の序列化や過度な競争につながらないように学校名を明らかにした平均正答率については、教育上の影響等に十分配慮することが必要であることから、公表を行わないよう指示してほしい。 本市では、「教科学力」のみでなく、「社会的実践力」や「学びの基礎力」等も含めた「総合的な学力」を育成する教育を推進している。今後、公表の方法の変更により序列化が進み、その結果、過度な競争を強いることになり、各学校が「教科学力」のみに傾倒した教育を行わざるを得なくならないよう十分に配慮願いたい。 本市では、上記のような視点に基づき、ホームページで既に公表している。そのため、一律に文部科学省が公表する必要はないと考える。</p>
Q市	<p>調査本来の目的は、学力を把握し、指導に生かすことであり、慎重にご判断いただきたい。</p>
R市	<p>本市では平成19年度から、本市調査結果の概要及び「報告書」を公開しており、今後も同様の公表を行っていくため、文部科学省が公表を行うことに対して異存はない。 ただし、文部科学省における指定都市についての公表にあたっては、これまで同様、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の一部であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。 以上の観点から、地域の経済状況や家庭環境等、児童生徒を取り巻く教育環境は各自治体ごとに異なっているため、単に平均正答率等を公表するのではなく、各自治体の個々の状況を踏まえた分析と併せて公表を行っていただきたい。</p>
S市	<p>指定都市の調査結果の公表が、指定都市間の序列化や、都道府県と指定都市間の序列化の報道や過度な競争を生むおそれがあることから、結果の公表については慎重に検討すべきと考える。</p>
T市	<p>・現在の都道府県単位の公表については、規模が大きく、様々な地域を包含することなどから、弊害が生じるおそれが比較的小さいと考えられるためという理由であるが、指定都市の場合はいくつかの市が集まったものではなくその市単体であるため、弊害が生じるおそれが大きい。 ・現在、指定都市の中には平均正答率の公表を行っていない市もある。国が公表を行うことになると、新聞紙上等で指定都市の平均正答率も並べて示されることとなり、これまで以上に序列化や過度な競争が生じるのではないかと懸念する。 ・大切なのは、一人一人の子供たちの学力の経年変化を正確に把握し、対策を講じることである。(本市では小4～中3までの学力を把握するため、小4、小5、中1、中2について市独自の学力定着度調査も実施している。)市は正答率の公表を市独自で発表しているとはいえ、都道府県・政令市比較のような横並びの形で文部科学省が発表するのは賛成できない。 ・権限移譲は政令市公表の理由にはならないと考える。</p>

平成29年度以降の全国学力・学習状況調査の結果公表に関する調査 集計結果

【全47都道府県】

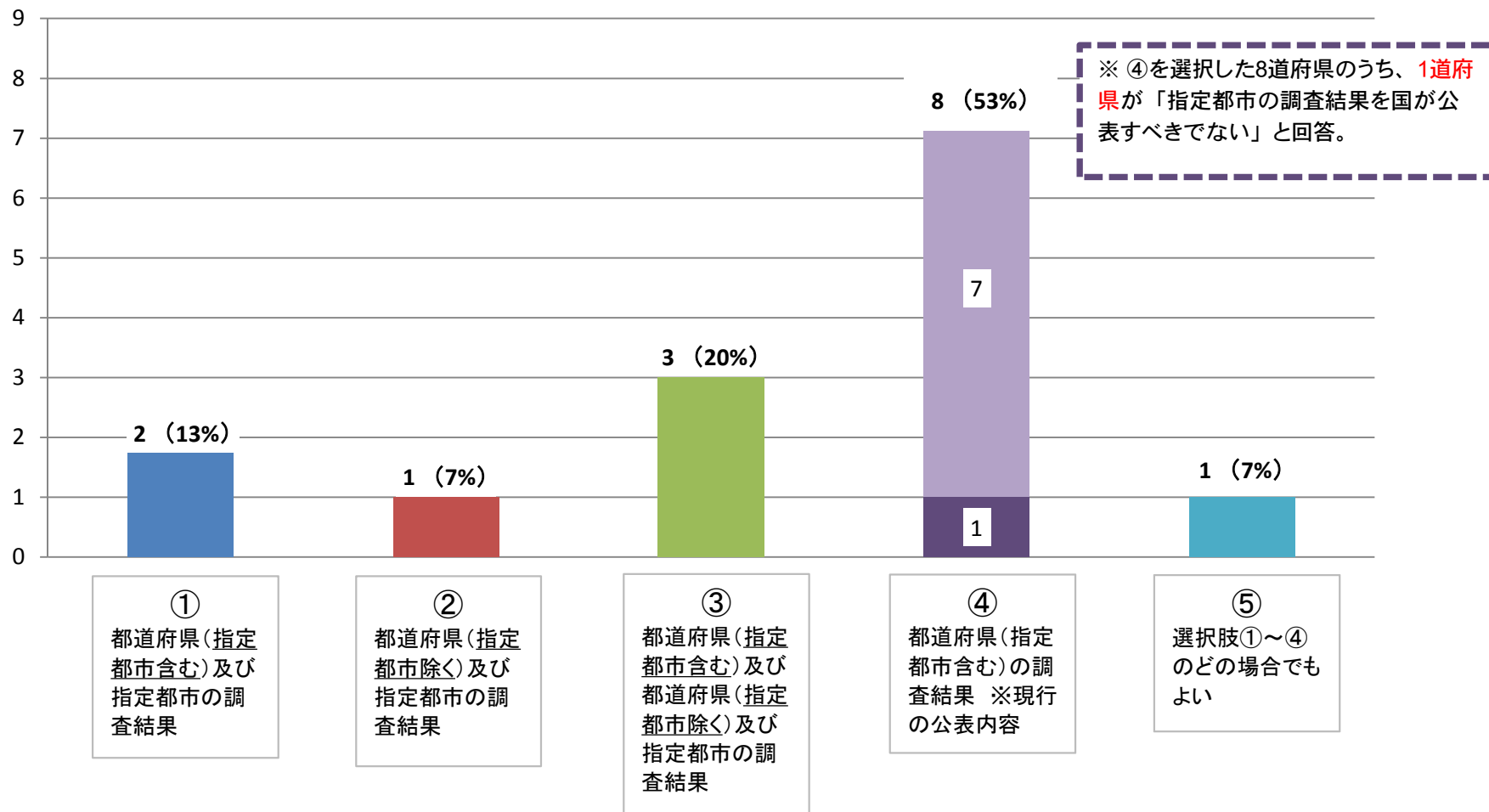
都道府県数



平成29年度以降の全国学力・学習状況調査の結果公表に関する調査 集計結果

【指定都市を有する15道府県】

道府県数



それぞれの選択肢を選んだ理由(抜粋)

都道府県名	選択肢	選択肢を選んだ理由	再回答	再回答を選んだ理由
A都道府県	①	次の2点を踏まえ、①とした。 1 指定都市においては、公立学校教員の給与・定数の事務が移管されることに伴い、都道府県と同等の説明責任が求められるため。 2 本都道府県教育委員会では、指定都市を含む本都道府県のすべての子どもたちの学力を全国以上とすることを目標として、取組を進めているため。		
B都道府県	①	これまで、本都道府県の児童生徒の学力・学習状況について、他の都道府県(指定都市含む)の調査結果との比較を基にして、検証改善を行ってきた。そのため、指定都市を含む都道府県の調査結果が公表される①③④であれば、過去の調査結果との経年比較ができるのでよいが、その中でも、これまで公表されなかった指定都市の結果が分かると、指令都市のよい取組を参考にできるようになることから、①が適当であると考え。		
C都道府県	②	都道府県教育委員会に指導助言等の権限のない指定都市の結果については、従前から、別途公表することが望ましいと考えていた。本都道府県においても、教員採用試験についても、平成29年度以降は、これまでの共同実施から、別実施となることが決まっており、児童生徒の学力等に関する状況や、各学校の取組及び施策の効果を正確に把握・検証し、その後の教育施策等に正しく反映する観点からも、平成29年度以降の完全移管後の結果公表に関しては、上記回答のとおり別々に行っていただきたい。 また、これまで公表されていた指定都市を含む都道府県別結果については、教育施策の改善・充実に生かすという調査目的や、指導権限等が別々であることなどについて、都道府県民に誤解を生じさせかねないため、公表の必要はないと考える。		
D都道府県	②	このような公表の形をとることによって、指定都市が行っている学力向上に対する施策とその成果について、より明確に判断することができるようになるため。 また、これにより、指定都市の施策、指定都市を除く当該都道府県の施策と、本都道府県の施策を比較・分析し、学力向上に向けた新たな施策の構築に役立てたいと考えるため。		
E都道府県	③	権限委譲に伴い、都道府県教育委員会と指定都市教育委員会は、完全に独立して教育行政をつかさどることになる。本調査の目的に明記されているように、児童生徒の学力等の状況をより的確に検証し、それぞれが設定した教育施策の改善・充実にいかすためには、都道府県教育委員会と指定都市教育委員会の結果を分けて公表した方がよい。ただし、これまで本都道府県として指定都市を含む調査結果を公表してきており、過去の分析結果等を踏まえながら、引き続き、本都道府県全体の学力実態を把握したり、調査結果を経年で比較したりすることで、本都道府県独自の検証・改善に適すると判断したため、③を選択した。		
F都道府県	③	都道府県と指定都市とは、教育行政のシステムが異なるため、一概にデータを比較することが妥当であるとは言えない。そのため、これまでのデータとの経年比較を分析することができ、さらに指定都市を除く都道府県の結果も得られる③とした。		
G都道府県	③	「都道府県(指定都市含む)の調査結果」については、これまでの経年変化を見る上で必要な情報であると考えます。また、「都道府県(指定都市除く)の調査結果及び指定都市の調査結果」については、これからの指定都市への事務の移管をふまえると、これらの情報も今後、必要になると考えられます。以上のことから「都道府県(指定都市含む)及び都道府県(指定都市除く)及び指定都市の調査結果」を国が公表することが適当と考えます。		

それぞれの選択肢を選んだ理由(抜粋)

都道府県名	選択肢	選択肢を選んだ理由	再回答	再回答を選んだ理由
H都道府県	④	現行の結果提供の方法でも、各指定都市は当該市の結果を把握することができ、教育施策の改善・充実に生かすことが十分可能であると思われる。現行と異なる行政区分の調査結果を公表することにより、その中における序列化や過度の競争を招くことにつながりかねないため。	A	現行の結果提供の方法でも、各指定都市は当該市の結果を把握することができ、教育施策の改善・充実に生かすことが十分可能であると思われる。現行と異なる行政区分の調査結果を公表することにより、その中における序列化や過度の競争を招くことにつながりかねないため。
I都道府県	④	平成29年度以降においても、これまで通りの調査結果からの分析で、児童生徒の学力等に関する全国的な状況をより的確に検証し、教育施策の改善・充実にいかしていくことが十分可能であると判断したため。	A	公表するにあたっては、学校の序列化につながらないように、また、過度に競争心をあおらないように留意して頂きたい。
J都道府県	④	これまで、学力向上については指定都市を含む本都道府県公立学校全体として取り組んでおり、分析結果や分析ツールを指定都市に提供するなど、教職員の研修も共同で実施してきた。移管後も、指定都市からは教職員に対する研修事業の一部を共同で実施したいとの希望が出ており、今後も様々な場面で教職員の交流が見込まれている。そこで、本都道府県全体の児童生徒の学力・学習状況を把握することは、教育施策の立案や研修内容の改善を図るために必要なことと考える。 また、指定都市の結果を公表するにあたっては、指定都市の意向によるものであり、本都道府県としては判断はできない。これにより、現行の公表内容での公表を希望するものである。	B	
K都道府県	④	平成19年度に全国学力・学習状況調査が実施されて以来、都道府県ごとの調査結果が公表されている。本都道府県では、他都道府県の調査結果や施策等を参考にしながら、分析し、学力向上に向けた取組や市町村への支援を行ってきた。これまでの支援等を評価し改善していくためにも、平成29年度以降も同様な方法を継続したいと考える。	B	
L都道府県	④	分析及び課題改善を行うにあたり、従来通りの公表(選択肢④)内容は必要である。	C	AとBの両方。Aについては、指定都市の調査結果を公表すると、今以上に序列化や過度な競争が生じるおそれがあるから。
M都道府県	④	都道府県(指定都市を含む)調査結果は、平成19年度からの経年比較分析を行うために必要であるため。指定都市の調査結果を公表することで、過度な競争が生じる懸念があるため。 指定都市の調査結果を公表すれば、都市部と郡部の結果の差であるとの不正確な理解が流布することが容易に想定され、その結果、都市部への人口流入圧力が強まり、国と地方で進めている地方創生の政策に逆行することとなるため。	C	AとBの両方。 都道府県(指定都市を含む)調査結果は、平成19年度からの経年比較分析を行うために必要であるため。 指定都市の調査結果を公表することで、過度な競争が生じる懸念があるため。 指定都市の調査結果を公表すれば、都市部と郡部の結果の差であるとの不正確な理解が流布することが容易に想定され、その結果、都市部への人口流入圧力が強まり、国と地方で進めている地方創生の政策に逆行することとなるため。
N都道府県	④	現状においても、各政令市は、公表を行っており、政令市それぞれの実態に合わせて、それぞれのタイミングで正答率とともに分析内容や改善策を示すことが教育的効果につながると考える。そのため現行のままでよい。	C	現状においても、各政令市は、公表を行っており、政令市それぞれの実態に合わせて、それぞれのタイミングで正答率とともに分析内容や改善策を示すことが教育的効果につながると考える。そのため現行のままでよい。
O都道府県	④	現状通りの結果公表でよいと考えるが、当該指定都市並びに指定都市を含む都道府県の意向に沿う公表でよいと考える。	C	当該指定都市並びに指定都市を含む都道府県の意向に沿う公表でよいと考える。
P都道府県	⑤	全国学力・学習状況調査の結果については、都道府県・市町村・学校に対して詳細なデータが提供されており、すでに検証や教育施策の改善・充実にいかされている。 また、市町村・学校等の結果の公表については、それぞれの判断等に基づき可能とされているところ。 今回、新たな公表の在り方を検討されるのであれば、その必要性を明確にした上で、実施主体である文部科学省が判断すべきものとする。		

それぞれの選択肢を選んだ理由(抜粋)

都道府県名	選択肢	選択肢を選んだ理由	再回答	再回答を選んだ理由
Q都道府県	⑤	全国平均と当県の平均正答率を比較することで分析を進めていることから、指定都市を有しない本都道府県では、①～④のどの公表内容になっても全国平均は提供されるため、問題はないものとする。		

域内に指定都市を含む都道府県については、下線を付している。

選択肢 ①都道府県(指定都市含む)及び指定都市の調査結果

②都道府県(指定都市除く)及び指定都市の調査結果

③都道府県(指定都市含む)及び都道府県(指定都市除く)及び指定都市の調査結果

④都道府県(指定都市含む)の調査結果 ※現行の公表内容

⑤選択肢①～④のどの場合でもよい

再回答 選択肢④を選んだ理由

A国が指定都市の調査結果を公表することは適当ではないため

B調査結果の経年の変化を分析する等のために、「都道府県(指定都市含む)」の結果が必要であるから

Cその他